

事実関係	指導事項	改善策の実施状況
1. 組織的安全管理措置		
<p>尼崎市の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務（以下「本件業務」という。）において、開発プロジェクト工程における個人データの取扱い上のリスクについて現場担当者のみで判断することが実態となっていた。</p>	<p>リスクに応じて必要かつ適切な措置を検討し承認するといった適切な安全管理措置を講ずるための組織体制を整備すること。</p>	<p>個人情報の取扱いに関する総点検を行い、点検で洗い出した業務が適切に運用されるよう組織長（部長級）がセキュリティ対策状況について週次で確認を行うよう義務付ける運用を開始した。</p> <p>新たに設置したセキュリティ専門組織である総合セキュリティ運営会議が、継続的に上記セキュリティ対策状況の妥当性を審査し、客観的にモニタリングする体制とした。</p>
<p>個人データの取扱いに係る規律自体は存在していたものの、本件業務において、同規律に従った運用が確保されておらず、従業者等が同規律に反した取扱いを行った結果、個人データが保存されたUSBメモリを紛失するに至った。</p>	<p>個人データの取扱いに係る規律の遵守状況を確認し、必要に応じて規律又は管理体制を見直すこと。</p>	<p>情報セキュリティポリシー及びビジネスプロセス関連規程を改定した。</p> <p>グループ企業の全従業者及び委託先企業に対して、セキュリティ対策の理解と個人情報取扱いルールを再徹底させるための教育研修を実施した。今後も定期的に教育研修を実施する計画である。</p>
2. 物理的・技術的安全管理措置		
<p>本件業務において、入退室管理、電子媒体の盗難防止措置等を適切に講じていなかった。</p> <p>事案を受け、個人データを取り扱う業務は入退室管理区域に限定する、電子媒体の保管庫を施錠管理する等、再発防止策を策定した。</p>	<p>既に策定した再発防止策を確実に実施すること。</p>	<p>策定した再発防止策を継続的に実施している。</p>
3. 委託先の監督		
<p>本件業務において、個人データの取扱いについての具体的な手順や講ずべき安全管理措置に関して、委託先等（再委託先を含む。）の従業者らに一任し、その検討結果の確認も行っていなかった。</p>	<p>委託先等における個人データの取扱状況を適切に把握できるよう、モニタリング機能の強化を図ること。</p>	<p>個人情報の取扱いを伴う業務における①委託先の有無、②委託する場合の体制、③委託先の安全管理措置の実施状況、④委託先への教育研修状況等を総点検した。</p> <p>洗い出した個人データの取扱いの委託について、総合セキュリティ運営会議の中で、要改善事項がないか、継続的にモニタリングした。</p>